

海外展開資金

中小企業の海外の地域における事業の開始または拡大に必要な資金(海外企業に対する転貸資金を含む)の融資を受けることができます。

対象となる方

海外で事業を開始し、または事業の拡大に取り組む中小企業者のうち、製造業、新聞業、出版業、印刷業、ソフトウェア業及び情報処理サービス業を営む方であって、次の要件のいずれかに該当する方。

- (1) 3ヶ月間の生産額又は取引額が前年(又は前々年)同期に比べて5%以上減少した方、又は5%以上減少する見込みのある方
- (2) 輸出の占める割合又は下請の占める割合が20%以上あり、1ヶ月間の生産額又は取引額が前年(又は前々年)同期比で増加していない方、又は増加しない見込みである方

支援内容

- 貸付限度額
直接貸付:2億5千万円
代理貸付:7千万円
- 貸付利率
各政府系金融機関の定める基準金利です。
- 貸付期間
設備資金15年以内(うち据置期間2年以内)
- 担保、保証条件
担保の全部又は一部を不要とする融資制度(120頁参照)
及び経営者本人の個人保証を免除する制度(118頁参照)が利用可能です。

取扱金融機関

中小企業金融公庫、商工組合中央金庫

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

・中小企業金融公庫

東京相談センター 電話:03-3270-1260、名古屋相談センター 電話:052-551-5188、

大阪相談センター 電話:06-6345-3577、福岡相談センター 電話:092-781-2396

全国各支店: <http://www.jasme.go.jp/jpn/bussiness/a400.html>

・商工組合中央金庫

お客様サービスセンター 電話:03-3246-9366

全国各支店: <http://www.shokochukin.go.jp/tempo/index.html>